| | | |
|---|---|---|
| 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づく養鶏業者の登録であつて、同法第十一条第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。）を有する者 | |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第一条の四第二項に規定する同法第八十三条の許可のうち、同法第六十九条第一項に規定する医薬品の販売業のものであつて、同法第四条第二項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に店舗又は営業所を有する者 | |
| 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の規定に基づく農業経営改善計画の認定であつて、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十五条の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村から農業経営改善計画の認定を受けている者 | |
| 農業経営基盤強化促進法第十四条の四第一項の規定に基づく青年等就農計画の認定であつて、農業経営基盤強化促進法施行規則第十五条の五の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村から青年等就農計画の認定を受けている者 | |
| 種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条の規定に基づく品種登録を受ける権利であつて、平成二十七年四月十四日から同年九月三十日までにその品種の種苗又は収穫物が日本国内において譲渡された場合において、同法第四条第二項本文の規定により当該譲渡によりなくなるもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 | |
| 種苗法第十八条第一項の規定により登録品種登録簿に基づく品種登録であつて、同法第四十五条第五項又は第六項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその登録料の納付期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 | |

| | | |
|---|---|---|
| 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体等の職員共済組合等を廃止する法律（平成十四年政令第四百五号）第二十五条の二第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその請求期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 | |
| 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第一条第一項第二号イの規定による平成二十八年度における選択した額の納付であつて、同号イの規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその納付期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 | |
| 森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号。この項において「改正法」という。）附則第八条の規定によりなお従前の例によるものとされる改正法による改正前の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項の規定に基づく森林施業計画の認定であつて、同条第一項の規定により、平成二十八年九月二十九日以前にその有効期間が満了するもの | 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内にある森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。） | |

## ○経済産業省・環境省告示第六号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年五月十三日

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

| 特定権利利益 | 対象者 | 延長後の満了日 |
|---|---|---|
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定による登録であつて、同法第三十条第一項の規定により、平成二十八年九月三十日以前にその効力を失うもの | 平成二十八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に事業所を有する者 | 平成二十八年九月三十日 |